

板倉町不妊・不育治療費助成事業のご案内

町では、不妊及び不育症のため子どもを希望しながら恵まれない夫婦の支援を図るために、不妊及び不育 治療費の一部を助成します。

- 助成対象となるかた 法律上の婚姻関係がある夫婦で、次の要件をすべて満たすもの
 - ・夫婦又は夫婦のいずれか一方が町内に1年以上住所があること(基準日:申請日)
 - ・交付決定時に町内に住所があること
 - ・同一世帯の全員が町税及び国民保険税の滞納がないこと
 - ・医療保険各法における被保険者又は被扶養者であること
- 2 対象となる治療法 医師が必要と認めた検査及び治療であること(保険適用も含む)

ただし、・他自治体で既に助成を受けた医療費

・文書料や入院費、食事代など治療に直接関係のない経費は助成の対象外です。

〈参考〉

\@ ¬/		
一般不妊治療	■タイミング療法、薬物療法、手術療法などの不妊治療(体外受精及び顕微授精を除く)	
特定不妊治療	■医療機関所在地の都道府県が指定した医療機関において実施する体外受精又は顕微授精であること。■対象外となるもの・凍結された卵子、受精胚の管理料(保存料)	
男性不妊治療	■特定不妊治療のうち、検査費用、精子を精巣等から採取するための手術及び精子凍結料■対象外となるもの・凍結された精子の管理料(保存料)	
不育治療	■専門医により不育症と診断され、医師が必要と認めた検査及び治療であること。	

3 助成額及び回数・期間

治療に要する経費のうち自己負担額の2分の1(*)以内の額で、下表のとおり(1円未満の端数は切り捨て)

一名がに及りる性質のクラロロ共三版のとのの f (*)が190版で、「弦のとのう (*)が高め端数はあり出て/			
治療法	助成額上限	回数・期間	
一般不妊治療 特定不妊治療 男性不妊治療	10万円/年度	通算5か年度まで	
不育治療	3 0万円/年度	通算5か年度まで	

*他自治体で既に助成を受けた医療費がある場合は、差し引いた額の2分の1

4 申請期限

原則として、治療が終了した日の属する年の翌年の2月末日までに必要書類を揃え申請してください。 やむをえず申請が期限に間に合わない場合(感染症にかかってしまった等)は、必ず保健センターま でご連絡ください。

5 申請に必要な書類

- 板倉町不妊及び不育治療費助成金交付申請書(別記様式第1号)
- 板倉町不妊及び不育治療費助成事業医療機関受診証明書(別記様式第2号)
- 板倉町不妊及び不育治療費助成金交付請求書(別記様式第4号)
- ■治療に係る領収書
- ■ご夫婦それぞれの健康保険証 ※写しでも可
- ■振込口座が確認できるもの(通帳等)
- ■戸籍謄本(夫婦どちらかが町外にお住まいの場合のみ必要)

